

●香川県告示第156号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) 栗林公園、<u>県立ミュージアム</u>及び東山魁夷せとうち美術館における観光券による利用に係る入園料又は観覧料</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 国又は地方公共団体が納付する<u>県立ミュージアム</u>の使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）別表に規定する使用料並びに<u>県立ミュージアム</u>で県が主催する展覧会の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金</p> <p>(27)～(36) 略</p> <p>(口頭等による納入の通知をすることができる収入)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県立ミュージアム</u>で県が主催する展覧会及び<u>県民ホール</u>で県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管</p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) 栗林公園、<u>歴史博物館</u>、<u>文化会館</u>及び東山魁夷せとうち美術館における観光券による利用に係る入園料又は観覧料</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 国又は地方公共団体が納付する<u>歴史博物館</u>の使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県<u>歴史博物館規則</u>（平成11年香川県教育委員会規則第16号）別表に規定する使用料並びに<u>歴史博物館</u>で県が主催する展覧会の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金</p> <p><u>(27) 国又は地方公共団体が納付する文化会館の使用料のうち前納が困難であるもの並びに香川県文化会館使用料規則（昭和41年香川県規則第46号）1から3までに規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合の使用料及び同規則4から6までに規定する使用料並びに文化会館で県が主催する展覧会の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金</u></p> <p>(28)～(37) 略</p> <p>(口頭等による納入の通知をすることができる収入)</p> <p>第6条 規則第29条第12号に規定する別に定める収入は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>文化会館及び歴史博物館</u>で県が主催する展覧会並びに<u>県民ホール</u>で県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊</p>

するその売払代金

(3)～(5) 略

(6) 県立ミュージアム及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

(7)～(13) 略

(14) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第2条第2号に規定する被留置者が発信する電報代

（領収書の交付を省略できる収入）

第8条 略

(1)・(2) 略

(3) 体育館、三豊体育館又は大川体育館の競技場及びトレーニングルーム、武道館又は丸亀高等学校武道館の競技場、総合水泳プールの水泳プール及びトレーニングルーム、屋島少年自然の家の塩水プール、総合運動公園のテニス場及び相撲場並びに丸亀競技場の競技場（基本施設、第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームに限る。）及び補助競技場の個人使用料

(4)～(11) 略

(12) 栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び県立ミュージアムの駐車場使用料（回数券により利用する場合の使用料を除く。）

(13) 県立ミュージアム及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

(14)～(19) 略

（出納員等のつり銭及び両替金）

第9条 略

(1) 県立ミュージアム及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

(2) 略

等が保管するその売払代金

(3)～(5) 略

(6) 歴史博物館及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

(7)～(13) 略

（領収書の交付を省略できる収入）

第8条 規則第33条第2項に規定する会計管理者が指定する収入は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 体育館、三豊体育館又は大川体育館の競技場及びトレーニングルーム、屋島陸上競技場、武道館又は丸亀高等学校武道館の競技場、総合水泳プールの水泳プール及びトレーニングルーム、屋島少年自然の家の塩水プール、総合運動公園のテニス場及び相撲場並びに丸亀競技場の競技場（基本施設、第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームに限る。）及び補助競技場の個人使用料

(4)～(11) 略

(12) 栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び歴史博物館の駐車場使用料（回数券により利用する場合の使用料を除く。）

(13) 歴史博物館及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

(14)～(19) 略

（出納員等のつり銭及び両替金）

第9条 規則第40条第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。

(1) 歴史博物館及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

(2) 略

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。